平成２２年（フ）第１５号
広島県三原市宮沖５丁目８番３―106号
債務者　村上　良則（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
広島県尾道市因島中庄町732番地５
債務者　東　教三郎
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第４５０号
山口県下関市壇之浦町２番１号、前住所山口県下関市山の田北町４番Ｙ　111号
債務者　藤本　一春
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
山口県下関市綾羅木本町２丁目１番８―301号　コーラル綾羅木
債務者　中野　信子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
山口県下関市山の田東町３番１―301号　サンシャイン山の田
債務者　和田　義行
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
愛媛県松山市古川北２丁目16番５号
債務者　作道　弘一
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２９号
愛媛県松山市土居田町542番地６　メゾンドオリーブ301号
債務者　菊池千代美
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３８号
愛媛県松山市余戸中５丁目３番15号　ハイホーム琴Ｂ－３
債務者　二宮ひかり
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４４号
愛媛県伊予市上吾川1098番地
債務者　池田　廣行
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４６号
愛媛県松山市南久米町500番地１
債務者　今田　理恵
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６７号
愛媛県松山市美沢１丁目８番57号　ハイム美沢301号
債務者　中島　光弘
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７０号
愛媛県松山市和気町１丁目452番地　サントノーレ和気701号
債務者　和田　豊美
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１０３２号
熊本県宇城市不知火町高良2728番地
債務者　八木田孝子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１９５号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目30番30号
債務者　田尻　幸恵
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２１６号
熊本市大江６丁目１番50号　熊本市大江荘202号室
債務者　多久富美子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４２号
熊本市南高江１丁目11番22号　101号
債務者　辻生　雄一
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６８号
熊本市蓮台寺４丁目14番13号
債務者　木谷　正美
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部